

京都市教育長訓令甲第1号
事務局
学校
幼稚園
教育機関

京都市教育長訓令甲の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和4年6月24日

京都市教育長 稲田 新吾

京都市教育長訓令甲の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に効力を有する教育長訓令甲の読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式によるものは、それぞれ対応する訓令による様式として作成されたものとみなし、当分の間、これらを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部総務課)